

芦別市土木、建築工事等の入札参加者指名基準

(昭和41年5月10日制定)

改正 昭和44年6月11日 昭和46年8月10日 昭和48年4月1日 昭和51年4月1日
昭和52年4月1日 昭和55年4月1日 平成元年4月1日 平成7年4月1日
平成15年4月1日 平成17年4月1日 平成19年4月1日 平成21年4月1日

芦別市契約事務取扱規則第28条の規定による土木、建築およびこれらに類する工事の指名競争入札者の指名基準および同規則第32条の規定による随意契約者の選定に必要な事項を次のとおり定め運用するものとする。

- 1 この基準は、土木、建築、およびこれらに類する工事の指名競争入札または随意契約者の選定にあたり、予定価格、工事内容等に対応する請負人を指名または選定する基準を定め、契約資格者がひとしく入札または見積りに参加する機会を与えようとするものである。
- 2 指名または選定しようとするときは、当該工事の予定価格の区分に応じ市長が別に定めた適格者の中からその区分に対応する格付等級に属する業者を指名または選定するものとする。
ただし、市長が特に必要があると認める場合には、当該工事の予定価格の区分に対応する格付等級の上位および下位の格付等級に属する業者の中から指名または選定することができる。
- 3 前項の当該工事の予定価格の区分に対応する格付等級の上位および下位の等級に格付する場合は、原則として次のとおりとする。

4 災害復旧等で特に急施を要する工事については、契約者資格登録者名簿に登録された全業者の中から指名または選定することができる。

5 小破修繕および改造工事の等級格付については、性質上急施を要するため、業者の手持工事等を考慮するなかで指名することが望ましいと判断されるので、等級に関係なく指名することとする。

6 継続事業に係る工事の入札参加者については、第3項の運用基準にかかわらず、直前に施行した工事請負人を指名することができる。

前各項の規定により指名または選定を行なうにあたっては、次の事項を留意する。

- (1) 信用度
- (2) 手持工事の状況
- (3) 当該工事に対する地理的条件
- (4) 当該工事についての技術的適性

上位および下位等級格付基準

(1) 土木一式工事

登録等級	告示基準予定価格	運用基準		運用特例基準	指名業者数
		上位格付	下位格付	下位格付	
A	5,000万円以上	—	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	3者 以内
B	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	1,000万円未満	—	
C	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	—	—	13者 以内
	100万円未満				3者

(2) 建築一式工事

登録等級	告示基準予定価格	運用基準		指名業者数
		上位格付	下位格付	
A	5,000万円以上	—	1,000万円以上 5,000万円未満	6者 以内
B	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	1,000万円未満	
C	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	—	9者 以内
	100万円未満			3者

(3) 電気、管、その他の専門工事

登録 等級	告示基準予定価格	運用基準		指名業者数
		上位格付	下位格付	
A	1,000万円以上	—	200万円以上 1,000万円未満	5者 以内
B	200万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	200万円未満	12者 以内
C	200万円未満	200万円以上 1,000万円未満	—	
	100万円未満			3者

(4) 舗装工事

登録 等級	告示基準予定価格	運用基準		運用特例基準	指名業者数
		上位格付	下位格付	下位格付	
A	5,000万円以上	—	500万円以上 5,000万円未満	500万円未満	3者 以内
B	500万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	500万円未満	—	
C	500万円未満	500万円以上 5,000万円未満	—	—	